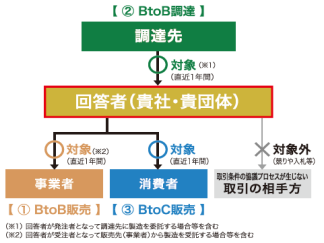
令和8年8月5日

【令和8年度食品等取引実態調査】よくある質問と回答

質問	回答
アンケート調査への回答は義務であるか。また、回答しなかった場合は罰則等があるか。	本調査は食料システム法に基づく法定調査として実施しておりますが、回答は任意ですので、罰則等はございません。また、匿名での回答も受け付けております。 食品等の適正取引の推進に向け、より多くの声をいただきたく、是非とも協力をお願いいたします。
アンケート調査への回答が必要となるのはどのような場合ですか。	本調査では、食品等（花きを含む）のBtoB販売、BtoB調達及びBtoC販売に係る取引についてご回答いただきます。 過去1年間に、食品等の対象取引がある場合は、ご回答をお願いいたします。 
回答内容を途中で保存できますか。	アンケート調査の最初に回答用IDを入力いただくと、回答内容が自動的に保存され、回答用IDを再入力いただくことで、中断した箇所から回答を再開できます。 なお、回答用IDは無作為に生成されたものであるため、個社の紐づけ・特定されることはございません。 回答用IDの発行をご希望の場合やご不明な場合は、事務局（メールアドレス：costresearch@rbl.co.jp）までご連絡ください。
回答内容を送信後に修正したい場合はどうすればよいですか。	回答内容を送信してしまうと、回答内容を修正することはできません。 修正をご希望の場合は、回答に使用した回答用ID又は事業者名を事務局（メールアドレス：costresearch@rbl.co.jp）までご連絡ください。 送信された回答を削除した上で、新たに回答用IDを発行させていただき、再度回答いただくことになります。
同じパソコンで複数社分を回答しようとすると、「回答済み」と表示され、2社目以降の回答ができません。	同じパソコンで複数社の回答を行うことは可能です。 ただし、1社につき回答は1回限りです。2社目以降の回答で「回答済み」と表示される場合は、ブラウザのシークレット（プライベート）モードを利用するか、 ブラウザのキャッシュ・Cookieを削除した上でアクセスしてください。上記操作を行っても解消しない場合は、事務局までご連絡ください。
回答内容は公表されますか。	調査結果は、個別の回答者や事業所名が特定されることのないよう十分配慮した上で取りまとめ、公表することを予定しています。 農林水産省のホームページに令和7年度の食品等取引実態調査結果が公表されておりますので、ご参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaichousa.html
調査対象となる品目を教えてください。	本調査は、食品（飲食料品、農林水産物）及び花きを対象にしております。健康食品（サプリメントを含む）や食品添加物なども対象となっておりますが、 医薬品（医薬部外品を含む）、ペットフード等は対象外です。
花きは調査対象ですか。	直接食用とするエディブルフラワー（食用花）だけでなく観賞用の花きも全て調査対象となっております。
農業協同組合（JA）への委託販売において、あらかじめ取引条件が示されている取引形態の回答方法を教えてください。	委託販売についても本調査の対象取引となっております。貴社・貴団体（個人を含む）が自由な意思に基づき、あらかじめ取引条件が示されている委託販売等の 取引形態を利用している場合は、各設問（括弧内は設問番号）で以下の通りご回答ください。 「①BtoB販売」（Q7）→「3. 取引先に価格交渉を申し出ていない。」（Q21）→「5. 委託販売等であって、あらかじめ示されている取引条件での取引のため。」（Q33）
直売所はBtoC販売として回答すればよいですか。	直売所での販売につきましては、BtoC販売としてご回答ください。
相場価格での取引等、価格交渉が行われない場合はどのように回答をすればよいですか。	相場価格等での取引等、価格交渉が行われない場合は、本調査の対象外となりますが、価格交渉以外の取引条件（商慣習の見直し等）に関する協議が行われている 場合は、各設問について最も近い選択肢を選択の上、可能な範囲でご回答をお願いいたします。
フランチャイズ形態の取引の場合は、調査対象ですか。	フランチャイズ形態の取引であっても調査対象となります。 なお、BtoB調達において取引条件に関する協議が行われていない場合であっても、消費者への販売がある場合は、BtoC販売に係る設問にご回答をお願いします。
グループ会社との取引の場合は、どのように回答すればよいですか。	グループ会社との取引であっても、価格交渉などの取引条件に関する協議が行われている場合や、商慣習の見直し等の提案を行うことができる場合は対象となります。 なお、取引条件に関する協議等をグループ会社が実施している場合は、グループ会社に回答いただけるようご配慮をお願いします。
自社の売上高は調査対象品目のみの売上高ですか。それとも会社全体の売上高ですか。	会社全体の売上高（年間）についてご回答をお願いします。
ビール券やギフトカタログ販売のみで、飲食料品そのものの取扱をしていない場合も、 調査対象ですか。	飲食料品そのものを直接仕入れて販売をしていない場合、本調査の対象外となります。